

食事提供体制加算をサポートします！

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において、食事提供体制加算の算定要件が改定されました。

【本加算の概要】

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ①当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）が食事の提供に係る献立を確認していること。
- ②食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- ③利用者ごとの体重又はBMI（BMI＝体重(kg) / 身長(m)²により算出）をおおむね6月に1回記録していること。

東京都栄養士会栄養ケア・ステーションの管理栄養士が
食事の提供に係る献立を確認いたします

・献立がある場合：6,000円

栄養価（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）について計算されたものを、概ね1週間分ご準備ください。

・献立あり栄養価計算していない場合：6,000円＋栄養価計算の料金

栄養価計算は1食あたり2,000円で請け負います。
材料、一人あたり分量等を記載し、概ね1週間分ご準備ください。

・献立がない場合：6,000円＋献立作成の料金

実際に提供した食事内容の聞き取りを行い、献立作成いたします。
献立作成は1食あたり5,000円で請け負います。
材料、一人あたり分量等を記載し、概ね1週間分ご準備ください。

* 料金は概ね1週間分を確認した場合です。増える場合はご相談ください。

* 料金は税抜きで表示しています。



公益社団法人 東京都栄養士会 栄養ケア・ステーション

〒160-0004 新宿区四谷3-9 慶和ビル3F

☎ **03-6457-8592** FAX 03-6457-8591

E-mail tokyoeiyou-cs@ksf.biglobe.ne.jp



<https://www.tokyo-eiyou.or.jp/care/ht>

申込みから納品までの流れ

1.問合せ

当会栄養ケア・ステーションに連絡してください。
その際に「食事提供体制加算について」とお申し出ください。
業務依頼書をお送りしますので、記入して提出してください。

* 食事提供体制加算の取得要件や制度、加算を取るための変更届の提出手続き等については、東京都栄養士会では応じることができないため、公益財団法人東京都福祉保健財団又は都の各指定所管（八王子市は八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担）にお問い合わせください。

2.見積り・申込み

当会より御見積金額をメールでお知らせいたします。
ご依頼いただける時には、メールか文書でお申し込みください。

3.業務開始

当会に所属している管理栄養士が対応します。
利用者情報や献立について確認がある場合は担当者から
直接連絡、納期についてもご相談させていただきます。



4.報告書提出

確認した献立について、報告書を作成します。
基本はメール添付でお送りいたします。

5.費用の精算

毎月末日締め、翌月10日頃までに、請求書を郵送いたします。
請求書に記載された指定口座まで入金をお願いいたします。
振込み手数料につきましては、恐れ入りますがご依頼元様での
負担をお願いしております。

【連絡先】 公益社団法人 東京都栄養士会 栄養ケア・ステーション

☎ 03-6457-8592 FAX 03-6457-8591

E-mail tokyoeiyou-cs@ksf.biglobe.ne.jp

